

庄内町体育施設使用料詳細 令和2年4月1日改定

体育施設の使用料

区 分				使用料（1時間当たり）	
				町 民	町民以外
八幡スポーツ公園	庄内町総合体育館	アリーナ	全 面	1,000円	1,600円
			半 面	500円	800円
			4分の1面	250円	400円
		児童高齢者用体育室		150円	250円
		研修室		300円	450円
		庄内町屋内多目的運動場及び庄内町第二屋内多目的運動場	全 面	2,200円	3,300円
	半 面		1,100円	1,700円	
	テニスコート1面(3分の1面)		750円	1,200円	
	ゲートボールコート1面(4分の1面)		560円	840円	
	庄内町サッカー場	全 面	1,200円	1,800円	
		半 面	600円	900円	
	庄内町ソフトボール場		600円	900円	
	庄内町多目的広場		300円	450円	
	庄内町武道館		全 面	220円	330円
半 面			110円	170円	
庄内町余目グラウンド				600円	900円
庄内町相撲場				100円	150円
庄内町体育センター		全 面	450円	700円	
		半 面	230円	350円	
		3分の1面及び2階トレーニングスペース	150円	230円	
庄内町体操センター		全 面	450円	700円	
		半 面	230円	350円	
庄内町立谷沢体育館及び庄内町清川体育館		全 面	220円	330円	
		半 面	110円	170円	
庄内町テニスコート		1面当たり	450円	700円	
庄内町笠山グラウンド及び庄内町笠山グラウンドゴルフ場				600円	900円
庄内町清川グラウンド、庄内町立谷沢グラウンド				150円	230円

備考

- この表において「町民」とは、町内に居住する個人、構成員の半数以上が町内に居住する者である団体及び町に法人の町民税を納付している法人並びに町等（町

(法第180条の5第1項及び第3項に規定する執行機関並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条に規定する教育機関を含む。)、議会及び山形県立庄内総合高等学校をいう。)をいう。

- 2 アマチュアスポーツ以外に利用するとき、又は営利等の目的をもって利用するときの使用料の額は、当該使用料に7を乗じて得た額とする。
- 3 利用時間が30分以内のとき、又は30分以内の端数があるときのその時間又は端数に係る使用料の額は、当該使用料に2分の1を乗じて得た額とし、利用時間が30分を超え1時間に満たないとき、又は30分を超え1時間未満の端数があるときは、その時間又は端数を1時間として計算する。
- 4 庄内町第二屋内多目的運動場のウォーキングコースの使用料は、無料とする。

別表第3 (第16条関係)

庄内町総合体育館トレーニングルーム器具の使用料

区 分	町 民	町民以外
1人1回	200円	300円
1人1箇月間	900円	1,300円
1人6箇月間	4,500円	6,500円

備考 この表において「町民」とは、町内に居住する者をいう。

別表第4 (第16条関係)

体育施設夜間照明設備の使用料

区 分				全点灯の使用料	半点灯の使用料
八幡スポーツ公園	庄内町サッカー場	全 面	60分まで	2,600円	1,300円
		半 面	60分まで	1,300円	650円
	庄内町ソフトボール場		60分まで	2,000円	1,000円
	庄内町多目的広場		60分まで	700円	—
庄内町余目グラウンド及び庄内町笠山グラウンド			60分まで	4,000円	2,000円
庄内町テニスコート		1面当たり	30分当たり	150円	—

備考

- 1 体育施設(庄内町テニスコートを除く。)の夜間照明設備の利用時間が60分を超えたときは、以後30分につき当該使用料を2で除して得た額を加算する。この場合において、当該60分を超えた時間に30分未満の端数があるときは、その端数を30分として計算する。
- 2 庄内町テニスコートの夜間照明設備の利用時間が30分に満たないとき、又は30分未満の端数があるときは、その時間又は端数を30分として計算する。

別表第5 (第16条関係)

庄内町総合体育館の附属設備使用料

区 分	使 用 料
シャワールーム (器具に投入して使用する1回当たり)	100円